

令和5年第1回大山町教育委員会

招集年月日 令和5年1月23日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	山本健一	2番	向陽寛孝	3番	朮山洋美
4番	池嶋順子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町保育所規則の一部を改正する規則について

日程第 4 議案第 2 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号 指定学校の変更について

日程第 7 議案第 5 号 区域外就学について

日程第 8 議案第 6 号 令和4年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和5年 2月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1月 3日	火	成人式
6日	金	中学校始業式
7日	土	鳥追いと七草(大山公民館)
8日	日	消防出初式
9日	月	初区長会
10日	火	小学校始業式、管理職会
11日	水	西伯郡小中学校校長ヒアリング(南部町)、部活動地域移行についてスポ少関係者と協議
12日	木	町校長会、英語教育についてイングリッシュスクールとの意見交換
16日	月	森の国より寄付、英語教育について県教育長と意見交換
17日	火	西伯郡教育長会
20日	金	臨時議会、中高児童館星空観察会
23日	月	定例教育委員会、英語教育について町長との意見交換

今 後 の 予 定

25日	水	教職員人事第1回教育長ヒアリング(米子市)
26日	木	西伯郡教育長会
27日	金	市町村教育委員会等研修会(オンライン)
2月 2日	木	町校長会、制服勉強会(役場本庁2階)
3日	金	県外視察(岡山市石井小学校)

議案第 1 号

大山町保育所規則の一部を改正する規則について

大山町保育所規則の一部を改正する規則について、次とおり承認を求める。

令和 5 年 1 月 2 3 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町保育所規則の一部を改正する規則

大山町保育所規則(平成27年大山町規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	入所定員		名称	入所定員	
中山みどりの森保育園	120人		中山みどりの森保育園	120人	
名和さくらの丘保育園	150人		名和さくらの丘保育園	150人	
大山保育所	60人		<u>庄内保育所</u>	<u>60人</u>	
大山きゃらぼく保育園	180人		大山保育所	60人	
			大山きゃらぼく保育園	180人	
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
保育所名	保育標準時間	保育短時間	保育所名	保育標準時間	保育短時間
中山みどりの森保育園	午前7時30分 から午後6時30分まで	午前8時30分 から午後4時30分まで	中山みどりの森保育園	午前7時30分 から午後6時30分まで	午前8時30分 から午後4時30分まで
名和さくらの丘保育園	0分まで	0分まで	名和さくらの丘保育園	0分まで	0分まで
大山きゃらぼく保育園			大山きゃらぼく保育園		
大山保育所	平日	午前7時30分 から午後6時 まで	<u>庄内保 育所</u>	平日	午前7時30分 から午後6時 まで
	土曜	午前7時30分 から午後12時 まで		土曜	午前7時30分 から午後12時 まで
			大山保 育所		0分まで

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第2号

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、
令和5年3月大山町議会定例会に次のとおり提出することについて承認を求める。

令和5年1月23日

大山町教育委員会

教育長 鷺見 寛幸

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第
17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)
に対応する同表改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」と
いう。)が存在する場合は当該移動条項を当該移動後条項に改め、移動後条項に対応する移動条
項が存在しない場合は当該移動後条項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。)
に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示を除く。以下「改正後部分」
という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正
後部分が存在しない場合は当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場
合は当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(安全計画の策定等)</u> <u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼</u> <u>児の安全の確保を図るため、家庭的保育事</u> <u>業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の</u> <u>設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対</u>	(新設)

する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

（新設）

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する

装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

（衛生管理等）

第14条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置）

2 第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」とい

う。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第3号

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、令和5年3月大山町議会定例会に次のとおり提出することについて承認を求める。

令和5年1月23日

大山町教育委員会

教育長 鷲見 寛幸

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)を当該移動条に対応する同表改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条に改める。

改正後	改正前
第26条 削除	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、 <u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。